

訪問入浴事業



富士見町全町を対象に事業を行っています。
外部の入浴施設への移動が困難な方、自宅での入浴が困難な方のために、浴槽を持ち込みご自宅でゆっくり入浴していただけるサービスです。
看護職 1 名介護職 2 名で伺います。

営業日

月～金（祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く）
（休日のご利用希望につきましては、ご相談に応じます）

利用料

入浴 1 回 給付費（基準単価）12500 円
自己負担（1 割 2 割 3 割）適応
全身入浴が困難な場合の清拭及び部分浴
上記給付費の 70%
給付費（基準単価）8750 円
自己負担（1 割 2 割 3 割）適応

上記の他に加算があります。詳しくは事業所担当者にお尋ねください。

ご利用にあたって・・・

要支援 1 要支援 2 の方は、訪問型サービス A 事業の適応となります。

介護認定が要介護 1～5 の方は通常型訪問介護サービスのご利用となります。

ご利用料等の詳細につきましては、担当のケアマネジャーか、事業所の生活相談員等にお問い合わせください。

個人情報の取り扱いは、当社会福祉協議会のプライバシーポリシーにより取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。



最寄り駅

中央線 富士見駅 / すずらんの里駅
中央道諏訪南インターより車で 5 分
富士見パノラマスキー場を目指してお越し下さい（スキー場手前）

富士見町社会福祉協議会

ふれあい訪問

介護事業所



〒399-0211

長野県諏訪郡富士見町富士見 8988-1

富士見町社会福祉協議会内

電話 0266-61-1013

FAX 0266-62-6772

E-mail fureai-h@fujimi-shakyo.jp



24時間 365日対応致します。

★指定訪問介護事業★

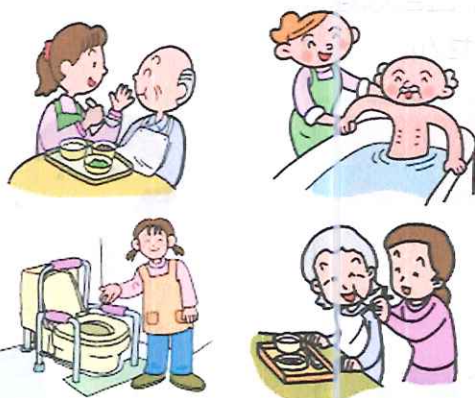
介護保険給付費で行えるサービス

身体介護

- ・食事介助
- ・専門的配慮の調理
- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・体位変換
- ・外出介助
- ・見守り援助
- ・喀痰吸引等

生活援助

- ・買い物
- ・調理
- ・清掃
- ・洗濯



通院乗降介助

富士見町福祉移送サービスご利用の方にたいして、乗り降りの介助、移動介助、受診の受付手続きなど行います。

ご利用料金の詳細につきましては、事業所担当者又は、ケアマネジャーにお尋ねください。

★訪問型サービスA事業★

介護予防事業の対象者に対するサービス

生活介護

- ・買い物
- ・調理
- ・清掃
- ・洗濯

上記のサービスをご利用者様が行うのを見守る、一緒に行うなど、ご利用者様の力を最大限活用できる方法で支援します。

利用頻度

予防マネジメントの支給区分別に1週間当たりのサービス提供回数が変わります。

○基準緩和型：原則週1回（ご利用者様の状況に応じ協議の結果必要に応じて決定します。



★障がい者総合支援法 居宅介護事業 同行援護事★

居宅介護：自宅で入浴 排泄 食事 掃除 洗濯等を（ご本人分のみ）行います。

病院への通院のための介助を行います。

喀痰吸引 主治医の指示のもと資格を受けた介護職員が痰吸引、および胃ろう又は腸ろうによる経管栄養を行います。

同行援護：視覚障害を有する身体障がい者、視覚障害を有する障がい児に対して外出先での移動支援を行います。